

## 《 会員規定 》

### 第1条（会の目的）

一般社団法人障害治療研修所（以下当法人とする）は、当法人の目的及び事業を行うにあたって会員を募り、会員を対象とした事業を行う。この会員組織を「低血糖症治療の会」と「発達障害治療の会」に分け、両方に入ることもできるものとする。

### 第2条（会の主たる事務所）

当会は主たる事務所を千葉県千葉市稲毛区小仲台6-19-19 Myビルに置く。

### 第3条（会員の意味）

一般社団法人障害治療研修所の活動に参加するためには「低血糖症治療の会」或は「発達障害治療の会」会員とならなければならない。両方に入ることもできる。これを略称「研修所会員」（以下会員とする）と呼ぶ。これは一般社団法人障害治療研修所を構成する社員とは異なり、運営に参与するものではない。

### 第4条（会員の種類）

当会の会員は、以下のものがあり、これを会員と称する。「低血糖症治療の会」と「発達障害治療の会」のどちらに入っても、同じ扱いとし、どちらの会にも参加できるものとする。但し、それぞれの会独自の情報や会合は、それぞれの会に属する会員に提供あるいは案内することがある。

1. 正会員 当会の目的を理解し、事業に協力し、相互の交流を図る個人。
2. 家族会員 正会員の3親等以内の親族は、登録により無料で2名までを家族会員として正会員と同じ条件で会の活動に参加することができる。
3. 介護会員 正会員の所定の様式による申し出と当法人理事長の承認により、家族でない個人も1名まで無料で会の活動に参加することができる。
4. 賛助会員 この会の運営、事業、及び資金的に貢献するとみなされる個人及び団体は、当法人の社員の推薦と理事長の承認により賛助会員になることができる。

### 第5条（入会及び退会）

1. 当会の活動を理解し指定された会費の支払いをもって会員となる。また会員はいつでも退会することができる、但し1か月以上前に当法人に退会届を提出する事を要する。
2. 会費は年間1000円とし入会時に2事業年度分2000円を納入するものとする。
3. 年度途中の入会者の会費は残余年度分及び次期年度分を合わせて納入するものとする。
4. 会費を2年以上支払わない場合は自動退会とする。既納の年会費はこれを返還しない。
5. 会費の金額については、一般社団法人障害治療研究所理事会がこれを決める。

## 第6条（会員の特典）

会員及びその家族は、以下の当法人の事業に参加及び便益を受けることができる。

- ① 当法人の主催する研修会及び交流会
- ② 当法人の運営するホームページ上の会員専用サイトへの書き込みと意見交換
- ③ 当法人の販売する物品の割引購入
- ④ 当法人と提携する会社の物品の割引購入
- ⑤ 低血糖症或は発達障害に関する医学的アドバイス以外の情報の提供
- ⑥ 当法人が提携する医療機関等の紹介
- ⑦ その他、当法人理事会が認める事項

## 第7条（事業年度）

当会の事業年度は毎年4月1日より3月31日である。初年度の会費の支払いについて、毎年1月を過ぎたものについては、申し込みにより免除することができるものとする。

第8条 この会員規定は平成21年5月29日より適用される。

追記 当規定は平成27年4月1日に改定される。

## 会員申込書

申請日； 年 月 日

申込人 ふりがな 氏名
(マリヤ・クリニック患者番号：_____)*ある場合
住所 〒
T E L ; F A X ;
携帯番号 ; E-mail ;
登録家族会員 1 ; (関係 )
登録家族会員 2 ; (関係 )
申込介護会員 ; (関係 )
(以下は事務記入です) 理事長承認日 年 月 日
会費；年 2,000 円 (2年分払い込み) 振込先口座：郵便振替 00110-0-0-317393 低血糖症治療の会 払込確認 年 月 日 担当サイン